

保険外負担に関する事項

厚生労働省医政局通知の「保医発第0901002号」に基づき、「療養の給付と直接関係のないサービス等（下表）」について、その使用量や利用回数に応じた費用のご負担をお願いしています。

尚、「療養の給付と直接関係のないサービス等」とはいえないものについて費用の請求は行いません。

【「療養の給付と直接関係のないサービス等」によるもの】

- ・日常生活上のサービスに係る費用
- ・公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
- ・診療報酬点数表上、保険外自費徴収が可能なものとして明記されている費用
- ・医療行為ではあるが、治療中の疾病又は負傷に対するものではない費用

項目	金額（税込）	備考
入院特別療養室（室料差額）	別途揭示の通りです	
テレビセット ・テレビ ・電子冷蔵庫	1日につき 330円	お申し出により ご利用いただけます (下記参照)
選択メニュー食 (食事療養費に加算)	1食につき 22円加算 (1円単位切り捨て)	提供に関して 曜日等の条件があります
松葉杖貸与（お預かり金）	3,000円	返却時ご返金します
診断書（各種）	別途揭示の通りです	

※上記金額に別途消費税を申し受けます。

但し、妊娠・出産（出産日から2か月以内）に係る項目は、消費税法（「助産に係る資産の譲渡等」該当）により非課税扱いとなります。

【「病衣貸与」及び「テレビセット」について】

- ・1日のうち数時間のご利用でも1日分の計算になります。
- ・ご入院中に利用の中止も可能です。その際は、必ず中止日の前日までにお申し出下さい。
- ・「テレビセット」は、テレビ又は電子冷蔵庫のどちらか一方のみでのお取り扱いはできません。
- ・個室以外にご入院の場合、テレビを観られる際には、必ずイヤホンをご装用下さい。

尚、ご不明な点がございましたら、本館1階「会計受付」又は「総合サポートセンター」へお申し出下さい。